

6 林国業第 271 号
令和 7 年 3 月 4 日

各森林管理局 森林整備（第二）課長 殿
治山課長 殿

林野庁国有林野部業務課長

概算数量発注方式実施要領の制定について

近年各地で豪雨等による山地災害が頻発化・激甚化しており、被害拡大や二次災害の防止等のため、早期復旧を図る必要がある。

ついては、被害箇所の早期復旧に資するため、概略の設計図面及び数量による設計を用いた工事発注方法を別紙のとおり定めたので通知する。

（担当：業務課 森林土木専門官）

別紙

概算数量発注方式実施要領

1 目的

災害復旧工事等において、概略の設計図面及び数量による概略設計を用いた概算数量発注方式で発注することで、受発注者双方の積算業務の負担軽減や、業務の円滑な執行を促進することを目的とする。

2 定義

- (1) 概算数量発注方式とは、当初設計発注時は、概算数量により工事発注するものであり、工事発注に先行又は同時に詳細設計業務を発注し、その業務成果に基づき、工事の設計変更を行うものである。

また、発注者、工事受注者及び設計者の三者で構成し、工事目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議を設置するものである。

- (2) 概算数量とは、次に示すいずれかの方法で算出された設計数量をいう。

- ①平面図や標準断面図等から数量を示し、これにより算出した設計数量
- ②詳細設計業務の成果によらず算出した設計数量

3 対象工事

直轄事業における工事発注時点で詳細設計の成果品が未納の災害復旧工事等において概算数量発注方式によることで、早期復旧等が図られる工事

4 発注図面等

- (1) 設計図面

次を標準とする。

ア位置図

イ平面図

ウ標準断面図

エ数量表（概算数量の根拠を明示する。（標準断面図の数量×延長など）

オその他必要な図面等

- (2) 数量

数量は、標準断面図において幅、長さ、断面積等の数値を示し延長を乗じて算出した数量を基本とする。各工種の数量は目的物を構築するために必要な工種を含むものとする。ただし、標準断面図によらない概略設計は適宜数量を算出するものとする。

- (3) 積算

工種毎の延長、面積、構造等を概算数量で算出したものについて、工種毎に積算する。

5 工期

工期は、工事発注に先行又は同時に発注する詳細設計業務に必要な期間を考慮し、余裕をもった工期とした上で、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」（平成11年7月1日付け11-13 林野庁指導部長、国有林野部長通知）10（2）に基づき、余裕期間を設定することとする。

6 設計変更

工事発注に先行又は同時に発注する詳細設計業務成果に基づく設計変更については、国有林野事業工事請負契約約款第 19 条によることとし、「森林整備保全事業に係る設計変更等ガイドラインについて」（平成 28 年 6 月 30 日付け 28 林整計第 156 号林野庁森林整備部計画課長通知）に基づき適切に設計変更を行うものとする。

7 発注における入札公告等

入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、以下のとおりとする。

なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

【入札公告】記載例

入札公告
次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。
〇年〇月〇日
（分任）支出負担行為担当官 〇〇長 〇〇 〇〇
1 工事概要 本工事は、概算数量発注方式により発注するものである。

【入札説明書】記載例

入札説明書
〇〇工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。
1 工事概要 本工事は、概算数量発注方式により発注するものである。

【特記仕様書】記載例

特記仕様書
（概算数量発注方式による工事）
1 本工事は、概略設計に基づく設計図書による発注する工事であり、実施中である詳細設計業務の成果に基づき、工事の設計変更を行うものである。なお、設計を担当する測量・設計コンサルタント（以下「設計者」という。）は、決定後お知らせする。
2 本工事は、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、工事受注者及び設計者の三者で構成し、工事目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議を設置するものとする。

3 三者会議の開催時期及び回数については、発注者及び工事受注者において協議の上、決定する。

4 三者会議の開催に要する費用は発注者の負担（当該工事費に計上）とし、工事受注者は、設計者に対して三者会議の資料作成及び出席に要する費用を支払うとともに、当該支払いの内容が確認できる証明書類を発注者に提出するものとする。ただし、設計者が出席に要する費用を設計者が受注している業務請負契約に見込む場合は、この限りでない。

なお、工事受注者に係る費用は、工事打合せに含まれるため、発注者が別途負担しないものとする。

5 前項の設計者に対して支払う三者会議の資料作成及び出席に要する費用については、次に掲げるものを基本とし、消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

(1) 直接人件費 (1回当たり)

業務内容	技術者の区分	技術者の職種	歩掛（人／回）
三者会議出席	管理技術者	主任技師	0.5
〃	担当技術者	技師（A）	0.5
会議資料作成	担当技術者	技師（A）	0.5

(2) 直接経費

直接経費は、原則として旅費交通費（日帰り）を積算するものとし、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知）に準じて算定する。

なお、積算上の出発地は、対象業務を実施した設計者の所在地とする。

(3) その他原価

その他原価＝（直接人件費）× α ／（1－ α ）

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその原価の割合であり、35%とする。

(4) 一般管理費等

一般管理費等＝（業務原価）× β ／（1－ β ）

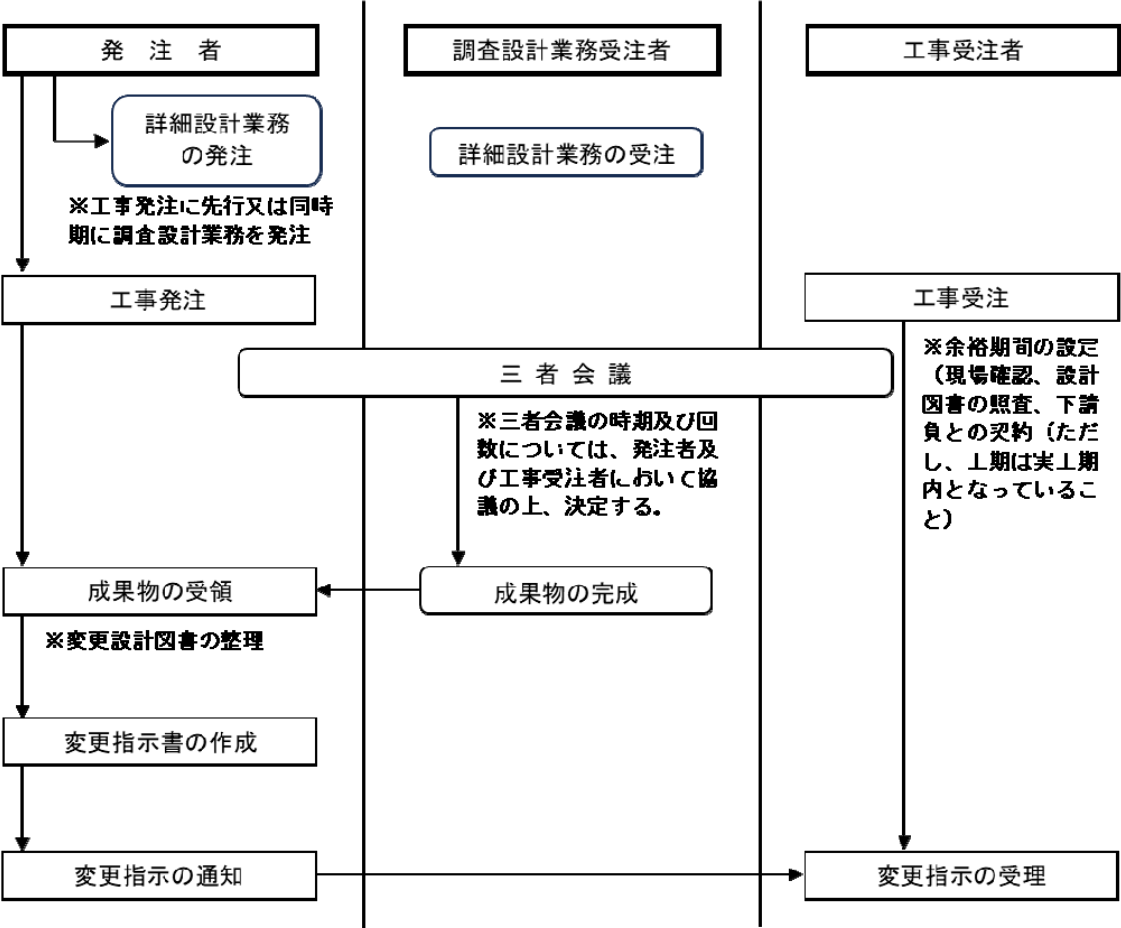
ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

8 概算数量発注方式による工事及び詳細設計業務の流れ

具体的な流れは、別添「概数数量発注のフローチャート」によるものとする。

別添

概算数量発注のフローチャート



※以降、詳細設計により数量等が確定した後の設計変更等は、国有林野事業工事請負契約約款による。